

事務連絡  
平成20年6月17日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

米国産トマト及びその加工品の取扱いについて

標記については、平成20年6月16日付け事務連絡により、米国におけるトマトに起因するサルモネラ症の頻発事例に関連がないとされる種類及び産地の範囲を示しているところですが、今般、その範囲がさらに拡大され、下記のとおりとされましたのでお知らせします（＊1の下線部が今回追加分）。

については、引き続き、米国産トマト及びその加工品（トマトを原材料として使用し、未加熱のもの。）の輸入届出がなされた際には、種類及び産地並びに国内での喫食方法等を確認の上、下記に掲げるトマトに該当しない場合にあっては、輸入者に対し、加熱加工用として使用するよう指導願います。

なお、平成20年6月16日付け事務連絡は廃止します。

記

1. チェリートマト
2. グレープトマト
3. 枝付きのトマト
4. レッドプラム<sup>\*1</sup>
5. レッドローマ<sup>\*1</sup>
6. レッドラウンド<sup>\*1</sup>

\*1：上記4から6にあっては、アラバマ州、アラスカ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、コロンビア特別区、フロリダ州<sup>\*2</sup>、ジョージア州、ハワイ州、インディアナ州、アイオワ州、カンザス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ミシシッピー州、ミズーリ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、ネブラスカ州、ノースカロライナ州、オハイオ州、ペンシ

ルベニア州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、バーモント州、バージニア州、ワシントン州、ウェストバージニア州、ウィスconsin州において栽培・収穫されたものに限る。

\*2：フロリダ州にあっては、ジャクソン郡、ガズデン郡、レオン郡、ジェファーソン郡、マディソン郡、スワニー郡、ハミルトン郡、ヒルズボロー郡、ポルク郡、マナティ郡、ハーディー郡、デソト郡、サラソタ郡、ハイランズ郡、パスコ郡、サムター郡、シトラス郡、ヘルナンド郡、シャーロット郡において収穫されたものであって、フロリダ州政府の発行する証明書が添付されたものに限る。